

経済産業省
デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第7回 議事録

■ 開催概要

<日 時> 令和4年10月27日(木) 12:00~14:00

<場 所> オンライン開催 (Teams)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、武田委員、百歩委員、平山委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
金藤 ICT 委員会委員長

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室
稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 山本主査

消費者庁 消費者政策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室
石橋政策企画専門官

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官、

日置デジタル取引環境整備室長

(令和4年度事務局運営支援業務委託先) (株) 野村総合研究所、(株) イベ
ント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題

・ 会合意見とりまとめに向けた議論

3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 モニタリング会合意見とりまとめ（骨子案）

資料2 特定デジタルプラットフォーム提供者による苦情・紛争処理の状況
（令和3年度）

■ モニタリング会合意見とりまとめに向けた議論

事務局 では、定刻となりましたので、ただ今からデジタルプラットフォームの透明性・公正性に関するモニタリング会合の第7回会合を開催させていただきます。委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。関係省庁の皆さまにおかれても、ありがとうございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

本日は高倉委員、あと金藤オブザーバーはご欠席と伺っております。また、沢田オブザーバーは会議を聞いてはいらっしゃるということではあるのですが、発言がちょっと難しいと伺っております。

それでは、ここからの司会は座長の岡田先生にお願いしたいと思います。岡田先生、よろしく願いいたします。

岡田座長 ありがとうございます、座長の岡田でございます。早速ですが、本日の議事に移らせていただきます。第4回～第6回の会合ではですね、特定デジタルプラットフォーム提供者へのヒアリングを実施いたしました。本日は、ヒアリングの内容も踏まえ、会合の意見の取りまとめに向けてご議論をいただきたいと思っております。それに先立ち、事務局から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

事務局 よろしく願いいたします。それでは、資料1に基づきまして説明させていただきます。

こちらの資料でございますが、これまでの議論内容をベースに作成したものでございまして、本日はその内容について、加筆・修正すべき点も含めまして、ご

議論いただきたいというふうに思っております。骨子案ということになってございます。

なお、資料の構成といたしましては3段構成となっております、1つ目が本文、2つ目が本文に関わる意見・コメント、最後に3つ目がプラットフォーム事業者からの説明内容をまとめたもの、という構成となっております。本日は本文を中心にご紹介したいと思います。

まず、1ページ目でございます。会合意見取りまとめの位置付けということでございまして、3つ目のポツでございます。本取りまとめは、会合としての意見を取りまとめたものということでございまして、大臣による評価とは、また別のものということでございます。経産大臣による評価にあたって、この会合の意見が十分考慮されることを期待、と書かせていただいております。

続きまして、下半分のところでございます。評価にあたっての視点ということでございまして、その視点といたしましては2つ、1つ目は利用事業者の声に真摯に向き合い対応しているか。2つ目、運営改善サイクルを実効的に回しているかといった点を掲げております。また、今回は透明化法施行後評価を実施する初めての機会ということでもございますので、まずは現状を確認して来年以降につなげていくということ。あとはビジネスモデルの仕組みの違いを勘案すること、ベストプラクティスを後押しすると。そういったことを書かせていただいております。

2ページ目でございます。ここからが評価にわたる部分になってまいります。まず透明化法に基づく取り組み状況全般について、でございます。透明化法の施行によって、取引条件の開示は総じて改善していると評価できる、体制整備についても前向きに取り組んでいる姿勢が伺えたとしております。

その下の部分、取引条件の開示についてでございます。まず、1つ目の開示については、分かりやすく開示する取り組み・工夫が求められるということでございまして、それに関して参照できる良い取り組みということで、利用者向けに取引条件の概要等を簡潔に紹介するという取り組みを行っているヤフー、楽天の事例も書かせていただいております。

続きまして、取引条件変更時の扱いについてでございます。こちらは下のところになります。価格変更が変更通知の15日後に行われるという事案があり、利用事業者に与える影響を考慮した期間であったかが疑問、取引条件の変更時の対話プロセス、それを実効あるものとする必要があると、来年以降も確認していくとしております。

次のページでございます。自主的な手続き・体制整備ということでございまして、報告書におきましては、数多くの自主取り組みの報告がなされまして。た

だ、その取り組みの効果なり改善点がよく分からないというものが多かったという感想が多かったと思います。

これに関しまして3つ目のポツでございますが、やはり第三者が評価・検証できる形での説明がなされることが大事と。それが利用事業者や社会全体からの信頼を確保していく上でも有益としております。そうした観点から、今後も引き続き実績なり改善例、今後の改善方針といったことを説明していくことが期待されるとしております。

一番下のポツでございます。まず、今後の取り組みの実効性を担保する体制整備が必要だということで、何よりもガバナンス体制を整備することが大事と。例えばデータ管理などの体制については、今回評価できるほどの情報が提供されたとは言えなかったということで、今後引き続き体制整備の状況や改善点を確認していくとしております。

下のポツ、国内管理人についてでございます。こちら、現場の声を社内横断的に伝えて、運営改善につなげていく。その中心的な役割が期待されるということを書いてございまして、その取り組み例ということでは Google によるオンラインクレーンゲームの例を記載しているところでございます。

続きまして、4 ページ目。苦情紛争処理の状況でございます。今回の会合におきましては、各社の苦情・紛争処理、相談体制、相談実績についてさまざまな情報が提供されました。その概要は資料 2 としてまとめているところでございます。こうした情報をベースにして、客観的に評価できるようになったということは大きな前進としております。

そこで2つ目のポツ。来年以降もそうした情報でもって、各社の苦情・相談対応や運営改善の状況について継続的に確認していくとしております。あとは個別の例といたしまして、今回の会合では定型文対応の是非、個別対応の必要性についての議論となりました。ビジネスモデルの違いもあるので、一概にこうすべきということではないと前提を置きつつも、利用事業者からの声が存在するということも踏まえて、継続的に対応改善を図っていくことが大事としています。

下の4つ目のポツとしては、利用事業者の求めに応じて ADR というものを苦情・紛争処理の1つの要素として利用していくことが有益ではないかということ掲げております。

続きまして、7 ページ目でございます。こちらのスライドは、利用事業者から寄せられている声を中心に、その利用事業者からの関心の高い個別テーマについて個別に議論した内容について、まとめさせていただいております。特に多くの議論がなされたものということではアカウント停止、自社優遇の懸念、あと手数料・課金方法があったということでもまとめているという整理になっております。

次のページ、8 ページ目。アカウント停止についてでございます。まず、このアカウント停止処分というものにつきましては、適正なプロセスを確保することと、それを継続的に改善していくということが求められると。

具体的にはということで、3 つポツがございますが、まず 1 つ目。アカウント停止処分を行うにあたっては慎重に判断をするということ。

2 つ目。処分を行う場合には、利用事業者が実質的に異議申立てを行うことができる程度に具体的な理由を事前に開示するということ。

3 つ目。仮に誤ったアカウント停止処分を行ったことが判明した場合には、速やかなりカバリー措置、アカウントの回復であったり、補償の要否の検討といった対応が求められるということとしております。

2 つ目のポツでございますが、これに加えてアカウント停止処分の適切性について第三者が検証できるようにすることが大事ということで、例えば異議申立てなどの件数や実例について公表・説明していくことが期待されると。

3 つ目のポツ。ここでもやはり ADR の活用というのが有益ではないかと言っております。

最後のポツ。アプリストアについて、でございますが、すでに提供されているアプリをアプリストアから削除する行為、これをアプリのリムーブと呼んでおりますが、こちらについては一定の場合においては事前通知ということを行うことで、デベロッパーによる対応時間を確保できるようにすると、より評価ができるとしておるところでございます。

10 ページ目でございます。自社優遇懸念への対応でございます。こちらについて、まず、利用事業者からはプラットフォーム事業において自社優遇懸念があるのではないかと懸念が数多く寄せられているところでございます。透明化法は特定デジタルプラットフォーム提供者に対して自社優遇がある場合は、その内容と理由を開示するということを求めているわけでございますが、今回の会合では自社優遇の有無について一定の説明がなされたという点については透明性の観点から評価できるとしております。他方で、今回提供された情報だけでは、やはり利用事業者からの自社優遇に対する懸念を払拭するには十分とは言えなかったと。

加えまして、3 つ目のポツ。この自社優遇につきましては、その是非を含めて、さまざまな角度から、この会合でもご議論になったというふうに思っております。自社優遇が許容される場合もあるので、自社優遇が競争条件を大きくゆがめる可能性があるということで国際的にも問題視されているということでございます。そのような中で、この自社優遇の対応ということにつきましては、その自社優遇がない場合も含めて、それを管理する仕組みを構築し、自社優遇のないこ

とを対外的に検証できるような形で担保していくということが第一歩として求められるとしております。

その他、自社優遇に関する議論といたしまして、例えば表示順位などにおいて、結果的に自社や関係会社が優遇されていることはあり得ると。また、自社や他社かにかかわらず、優遇する会社の選定基準の公正性が論点になりうると、そういったご指摘もございました。これらについては今後検証していくことが必要としています。

その上で最後のポツでございますが、国際的にも問題視されているような競争上問題になる自社優遇に関しては、透明化法の枠組みでの対応が難しい場合は、強制力のある介入方策について検討していくことも必要であると。そうしたご意見もあったかと思えます。

続きまして、12 ページ目でございます。アプリストアの手数料・課金方法でございます。2 つ目のポツ。今回の会合では手数料の性格について一定の説明がなされたということでございました。ただ、手数料について、やはり競争が十分に働いているとは言えないという状況の中でもございます。そうした中で、課金対象であるアプリと、課金対象ではないアプリとの区別が合理的なのかという点も含めて費用と手数料水準の関係性も不明確であるというようなことが、利用事業者からの理解と納得を得られる状態に至っていないというようにも考えられます。

従いまして、こうした費用と手数料の関係性について説明をする、ですとか、利用事業者からなる団体と協議を進めるといった形での相互理解促進に向けた取り組みが求められる。

3 つ目のポツ。課金方法についてでございます。実質的にアプリ内課金しか選択できないという点につきましては、徐々に見直しが進んでいるという点は評価できるとしております。他方で、このルールの変更について、実際に利用事業者から利用されるようになるということが重要でして、今後、動向を注視していくとしております。

最後のポツでございます。手数料の在り方であったり、課金方法の拘束といった課題につきましては、競争上の課題があるということで、欧州のデジタルマーケット法など国際的にも制度整備が進みつつあります。先ほどの課金方法の選択肢が拡大したという措置につきましても、手数料水準の競争を促すにはどうやら至っていないという点が国際的にも論点になっている、認識されつつあるということ。透明化法の枠組みでの対応が難しい場合は、強制力のある介入方策について検討していくことも必要であるということでございます。

最後、残りの論点と申しますか、返品・返金手続きに関してでございます。まず、1つ目のポツ。中ほどでございますが、今回、プラットフォーム事業者からの説明を踏まえますと、やはり返金や返品の受け入れの判断をプラットフォーム事業者自身が行う場合においては、利用事業者からの不満が生じやすいということが見えてまいりました。それを踏まえますと、利用事業者からの理解と納得が得られるように、提供条件の説明をしっかりと、ルールに係る説明対応をしっかりとやるということ。異議申立てプロセスを充実させると。そういった対応が求められるというふうにしております。

3つ目のポツ。アプリ審査の手続き・体制についてでございますが、こちらについては一定の改善を指摘する声もある一方で、その予見可能性について問題視するご指摘もございました。多くのアプリ事業者に影響するということでもありますので、継続的にこの審査プロセスの改善に向けて取り組んでいくことが期待されると思っています。

最後、商品・アプリの表示順位に関しましては、自社優遇のところでも多くの意見をいただいております。表示順位の決定要素の開示ということにつきましては、自社優遇に関する懸念に対する論点も含めて、引き続き議論・確認いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

岡田座長 ありがとうございます。それでは、これから討議に移らせていただきます。委員の皆さまにおかれましては、資料1の会合意見取りまとめ骨子案に対するご意見や、骨子案には記載されていない追加のご意見などをいただくと幸いに存じます。

また、ヒアリング会合は時間も限られておりますので、ヒアリングの感想などもおっしゃっていただくと、プラットフォーム事業者へのメッセージとして次につなげていけるのではないかと思います。

まずは委員の皆さまから順番に5分程度でご発言をいただきたいと思えます。私のほうから50音順に指名をさせていただき、その後オブザーバーの皆さまを指名させていただきます。追加でご発言いただく時間も取りたいと思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

なお、発言される際はミュートを解除して発言いただき、発言が終わられたら再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

では、50音順ということで、最初に生貝委員、ご発言をお願いいたします。

生貝委員 骨子案の取りまとめ、ありがとうございます。私のほうから、だいたい3点ぐらい簡単にコメントと感想というところでございますけれども、まず1点目といたしまして、特にこの中で何度かADRに関するご指摘というのも含めていただいております、ヒアリングの中でも幾度か論点というふうになったと思います。この点につきましては、まさにどうしても外に開示することが難しい情報でありますとか、あるいはどうしてもプラットフォーマーさんと個別の事業者さんのパイでやりとりをしている限りだと、難しい問題を公平的に、まさに救済というアプローチを取っていく上で結構重要なところかなというふうに考えております。

そういったときに、これをどう具体化していくかというところでございます、に関して、もしかすると、もう少し具体的に書けることというのが、今の段階であれば望ましいのではないかと。確かに少しP2B規則のことについてもヒアリングの中で言及をさせていただきましたけれども、例えば、やっぱり規約の中にしっかりADRの利用というものを盛り込んで、しっかり事業者さんから求めがあれば、それを利用すること、そして、やはり費用負担というところについても、プラットフォーマーさんは負担できることをしっかりしていただくというふうなといったようなところなんかも含めまして、個々の具体化というのが特に来年に向けて進んでいくような書きぶりができること1つは望ましいのかなというふうに感じたのがあります。

2つ目といたしまして、この中で、取引透明化法で対応が難しい場合にはさまざまな措置を含めてというふうに書いていただいているところも、その通りかなというふうに思います。やっぱりこの取引透明化法、初めての取り組みとして今年度議論をしてきて、やっぱりこの法律の位置付け、そして、それができると、あるいはやるべきことというふうなといったようなことというのもだんだん見えてきているかなというふうに思います。そういったようなものの経験を基に、まさしく透明化を促していくということの目的、相互理解を促していくということの目的。そして、またそれとは別に、やはりこの部分というのは別の手段でしっかりと予見可能性の高い形でしっかりやっていくことというのを、切り分けというのがどういうことかについて少しこういう形で、ある程度具体的に触れていただいてもよいのかなというふうに、逆に感じたのが2点目です。

そして3点目として、両方に関わるのでございますけれども、この中でもデジタル市場法など、海外の情報についても触れていただいております。欧州のDMAに限らず、でございますけれども、やはり特におそらく先日DMAも交付されて、これから1年間すごくいろんなことがこのマーケットの中で動いていくのだというふうに思います。そういったことに適宜、国際的な状況

ということで、形で、デジタル市場法などにも参照いただきながら、そういった状況も見ながら、わが国でも、これは制度としてもそうですし、あるいは事業者さまもヨーロッパの動きなどを日本にどう果たして適用していくのか、いかないのかということも含めて、しっかり確認しながら今後のこの取引透明化法の運用というのをやっていくことが望ましいというふうにいったような、まさに国際的な動きにさまざま目配せをしていく必要があるということは、特にこのマーケットに、この分野に関しては強調いただいてもよいのかなというふうに感じました。差し当たり、まず3点でございます。

岡田座長 ありがとうございます。それではですね、続いて、黒田委員ですね。お願いいたします。

黒田委員 私から幾つかコメントと、それから議論にしたいところを説明させていただきます。最初に透明化法の趣旨と評価のところ、事前のルールの整備ということについての評価と、それから事後対応の評価というところについて、バランスをちゃんと取って評価していったほうが良いというところのコメントをします。

まず、透明化法というのは、透明性とか公平性をちゃんと担保していますかということがまず求めるところで、それで事後的にそれがうまくいってないときに個別の対応であるとか、それからいろいろとルールの見直しというのをしていくということを期待している法律なわけです。これを踏まえて評価をするというときに、事後にいっぱいなんかトラブルがあったときに、いっぱい対応してくれているよというところをたくさん評価すると、そうすると事前のルール整備をあんまりしなくても、事後で、あとでなんとかしたら、それで評価されるからいいのだというふうに思われてしまうわけで、事前の整備をきちりとするという義務が下がってしまう可能性があるわけですね。ですから、事前のルールをちゃんと整理していていますよというところの評価というのと、それから事後の対応をちゃんとやっていますよと、丁寧にやっていますよというところのバランスをどこに置くのかというところで、私はあんまり事後的対応をいっぱいやっているから評価しますというふうには言わないほうがいいのではないかと、そのほうが長期的なプラットフォームの発展につながるのではないかと、このように思っています。

それから2番目。ベストプラクティスを評価したいという意見が幾つかありまして、それについてどういうものをベストプラクティスと呼んで評価するかというところについて論点を提起したいと思います。ベストプラクティスという

きに、成功している事業者がやっていることをベストプラクティスと呼んで、それをまねたらうまくいくかもしれない、みたいな考え方というのがしばしば取られるわけですが、ここで、透明化法で言っているベストプラクティスというのは、ビジネス全体として成功しているというよりは、なんかこの透明化法の趣旨を実現するための個別の取り組みとしてベストプラクティスというふうに呼んでいるような気がします。ベストプラクティスって、だから呼ぶときに、なんのベストプラクティスなのかということとちゃんと定義をして、これこれ、こういう基準に合わせると、これはベストプラクティスだよねというところの基準をちゃんと、その意識を皆さんで意見を合わせるから、これはベストプラクティスと呼べるのではないかというふうに決めていったほうがいいのではないかなと思います。私、ヤフーさんみたいに、あんまりスケーラビリティがなくてシェアが小さいところをやっていることというのがベストプラクティスって呼ぶことにはすごく抵抗があるのですね。逆に、僕がこれはたぶんみんなベストプラクティスって呼べるのではないかなというのは、例えば Google の取引停止に関する段階的な警告違反メッセージを改良していきましてというようなことというのは、たぶんビジネスとしてもすごく成功している会社で、スケーラビリティもあって、かつ個別の対応としてもうまくやれているというようなもので、これはベストプラクティスって、多くの人が呼べるものかなというふうに見えました。というところが 2 つ目です。

それから個別のちょっと細かいところになるのですが、デジタルプラットフォームの EC のところで、相談窓口に来る相談者が匿名希望で相談に来ることが多いというのがありまして、これ名前を出して相談することがはばかれるような、やっぱり何かがあるということの裏返しであるわけですね。こういう構造があるということを僕らは真摯に受け止めて、なぜなのか、そういった構造になってしまっていることについての構造的措置みたいなものが、やっぱりどっかでない健全な市場には到底なり得ないのではないかというふうに感じています。ですから、ここで匿名を希望して相談している人がいるということ自体がもうそもそも深刻な問題の表れだというふうに理解すべきかと思います。

それから、評価すべきポイントの中に、透明化法と無関係に発生した改善というものが評価しているところがあって、13 ページになんかアウトラックをしてもいいとか、ユーザーチョイスが導入されているというようなことを透明化法の評価のところでは評価するというふうに入っているのですが、これ別にプラットフォーム透明化法の透明化をしてくださいということによって導入されたというよりは、それとは別の公取委の裁判、公取委の調査であるとか、それからほ

かの国での訴訟であるとか、そういったところで起きている変化なので、透明化法で評価するというのは、なんかちょっと変なのかなというふうに思いました。

あとそれから、私の発言をサマライズしてもらっているところで、評価できないというときの僕の表現というのが中立的なもので、肯定的であるとも否定的であるとも言えないという意味なのですが、日本語で評価できないって書くと、否定的表現というふうに受け止められかねないので、ここのまとめられ方はちょっとミスリーディングかなと思っています。

あと最後は、ヤフーさんの強制退店措置 60 日で長くていいよねと書かれているのですが、これとか最初のスクレーパリティのところの裏返しで、ヤフーは利用者が少ないから、まずい商品が売られていても、Amazon に比べて長く放置しても社会的な損失が少ない。だから 60 日でもいいということではあるかもしれないのですが、これヤフーさんはなんか判断基準がまずいから、60 日ぐらい余裕を置いて抗弁できるようにしてあげないと、エラーがかなり多く出るということの裏返しかもしれないですね。Amazon は、ここのところ、その猶予期間というのは短かったとして、それは猶予期間短くても十分抗弁できることほど精度が高いのかもしれない。そういうことを考えると、なんかこういう猶予期間が長いというのをいいことだと言って評価していいのかというのは、私にはよく分かりません。そんなのが感想です。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。それでは続いて、伊永委員お願いいたします。

伊永委員 どうもありがとうございます。私のほうからは総論と各論に分けて、それぞれちょっと大きな話と細かい話をしたいというふうに思います。

まず、総論なのですが、今回、透明化法の適用を受ける第 1 年目ということで、まずは法令上の義務をきちんとこなすこと、その法令上の義務の履行から新たな課題が出てくるのが重要だと思います。いろんな意見を初めて苦情窓口を設置して聞くことになり、そこでの問題をもちろん対処はするのですが、もっと根本的な問題があるのではないかと、急には対処できないような課題というのを新たに発見するということが自体も非常に重要な取り組みの内容となります。発見した課題に対して、もっと根本的な解決策を見いだしていく、そして、それが外部から見て客観的に検証可能な形になっている、というのが一番望ましい形かと思っています。

これを 1 年ぼっきりではなくて継続的に行うからこそ、評価の指標がメッセージになります。この会合は、経済産業大臣に向けて評価の 1 つの考え方とい

うのを示すと同時に、取引透明化法の規制対象となった事業者の方々に対するメッセージを発する場でもあるというふうに思っていますが、そうすると、そういった課題に対してどういった対応策があるのかということ、この骨子案の中、意見取りまとめの中にも盛り込んでいただいて、われわれのほうから、こういった解決策があるのではないかと。もしくはこういった方向性をわれわれは評価したいと考えているといったような評価の方向性を明示するような内容になると望ましいかなと思っています。

今、表示していただいている「評価に当たっての視点」の中で(1)(2)というのがありますけれども、(1)のほうについて言いますと、組織的・全社的な対応になっているかというところが大事かと思えます。法的な対応だけではなくて、技術的な対応であるとか、それから営業面からの対応というのでも全社的に行ってもらわないと困りますので、そういったものも含めて評価の対象としているというふうに思えます。(2)のほうにつきましては、もともとの取引透明化法の趣旨、基本理念自体が自主的・積極的に事業者に取り組んでもらうということ、これを前提としておりますが、そういった取り組みが実効的に行われているというのが確認できるかがと肝要です。実際に一生懸命取り組んでいますということを超えて、外部から検証可能な状態になっていること自体が信頼性を高めるということにつながりますので、そういった側面も含めて評価することかなと理解しています。

各論の細かい話ですけれども、先ほど黒田委員のほうから出た話とかぶってしまったのですが、Googleのアカウント停止に対する取り組みは、私も高く評価しているのではないかと思います。今回、案には書かれてなかったというふうに思いましたが、取り組みによって異議申立てが何パーセント減少したというような数値まで含めて具体的に報告していて、成果を客観化しているという点が評価のもう一つのポイントかと思いました。段階的な違反警告の提示といった手段と、それによる異議申立ての減少という客観的な成果の2つの点がいい取り組みといえる要点かと思えます。

それから10ページになりましたでしょうか、自社優遇に関する記述についてのところなのですが、一番下のポツのところ、透明化法の枠組みで対応が難しい場合は、強制力がある介入方策について検討していくということが書かれております。これは必要だと思うのですが、透明化法というところの中に影の規制として独占禁止法もありますので、独占禁止法上の執行がやっぱり難しいということであるならば、別途対応策を考える必要が、しかも迅速に考える必要が出てくると思います。つまり、ここでの透明化法という言葉の中に独占禁止法違反に関する公正取引委員会に対する措置請求も含んでおりますので、そういった

ものではどうも対応できないぞ、ということになったときには、新たな方策というのも早急に検討しなきゃいけないというふうに考えておりますが、独占禁止法の対応というのも工夫と努力が必要な内容になりますが、可能だと思っておりますので、その点コメントをしたいと思います。以上になります。

岡田座長 ありがとうございます。続きまして、高倉委員はご欠席でしたね。ですので、続いて、武田委員お願いいたします。

武田委員 ありがとうございます。まず、このように丁寧に取りまとめいただきましたことに、お礼を申し上げます。

私からは、まず、このモニタリング会合を通じて、デジタルプラットフォーム事業者において取っていただきました措置について、述べたいと思います。先ほど黒田先生から、モニタリング会合との因果関係というのも十分注意すべきだのご発言がありました。私もそう思いますけれども、なお、この間の自主的なデジタルプラットフォーム事業者の措置によって透明性・公正性が一定程度改善したということについては評価したいと思います。特にこのモニタリング会合のヒアリングを通じて透明性が改善した項目も多いと思いますので、その点はわれわれ構成員としても、誇りに思えるところではないか。次年度も会合の取り組みを続けなければいけないと思います。それを前提に、なお継続的な取り組みが必要なものというのが明らかになったと思います。

次に、私の関心から2つの項目について特に発言させていただきたいと思います。第1は自己優遇についてであります。自己優遇につきましては、この骨子案に適切におまとめいただいておりますけれども、まず外部検証の難しさというものが、やはり大きな問題であることが明らかになったと思います。また、この間の会合でのディスカッションを通じて表示以外での優遇というものが大きな課題として明らかになったと思いますので、引き続き関心を持っていかなければいけないと思いました。さらに、これはこの法を離れた立法論になるかもしれませんが、他社優遇についても関心を持っていくべきではないかと思っております。

2つ目でありますけれども、手数料の話であります。アプリストアの手数料につきましては、有償・無償の区別は、やはりご説明いただいても必ずしも納得できないというのが正直なところであります。そして、このように有償・無償の区別について必ずしも明らかではないというのは、やはりプラットフォーム事業者が力を持っているからこそ、そのような裁量的な線引きができるのではないかと考えておまして、十分な説明をいただきたいということと、報告書、骨子案にも

書いていただいていますけれども、団体との協議を進める等の方策についても知恵を絞っていくべきではないかと思いました。

次年度に向けてでありますけれども、まず、これまた黒田先生から鋭くご指摘いただき、言葉の使い方については十分注意しなければいけないと思いますけれども、とはいえ体制整備について、やはり規模にかかわらず、評価できるところがあるのであれば、それをベストプラクティスとして評価して、参考にしていただくということもありうると思います。また、報告書の記述方法については、会合の構成員が目を通して意見を述べる際の効率に直結する問題でありますので、良いものをよく共有していただいて、次年度以降も効率的な会合、モニタリング会合の運営につながることになればと思っております。

長くなって恐縮ですけれども、最後に透明化法で不十分な場合について、さらなる措置が考えられるというお話がありました。どのような措置があるのかということは大きな問題でありますけれども、生員委員が、諸外国の動きをよく見るべきであるということをおっしゃいました。私もその通りであると思ひまして、まさにこのさらなる措置を考える際には、この諸外国の動向というものを注視しなければならないと思いました。以上となります。ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。それでは続いて、百歩委員お願いいたします。

百歩委員 百歩です。私のほうは、これまでデータ管理という観点を中心にコメントをしてきました。それらについては、今回のこの取りまとめの骨子案で、例えばデータ管理体制ですと、スライド 3 ですとか、自社優遇におけるデータの利活用ですと、スライド 11 とかに記載いただいていますので、詳細なコメントは割愛したいと思っています。本日、改めてコメントしたい点は骨子案に記載がなかった点で、エビデンスによる報告書の裏付けというところを改めてコメントしたいと思っています。

これまで各社のご回答から、自社に内部統制がありますよという説明がありました。内部統制があるというのであれば、それが有効に機能していることを確認されていると思われるのですけれども、逆にそうでなければ、内部統制があると各社も言いづらいと思いますので、やはりなんらかの確認されたものがすでにあると思います。また、例えば自社優遇をしていないことを文章だけで説明するのは難しいと思いますし、相手に心証を与えづらいと思いますので、そういうときにやっぱりエビデンスで示すという方法は有効なのかなと思われま。想定しているエビデンスの例ですけれども、どういう統制があるかという説明資料ではな

くて、内部統制が機能していることを確認した結果、内部監査や外部監査の結果ですとか、分析や事後検証した結果、そういったものをエビデンスとして提供いただくというのではないかなと考えます。

最後に、全体的な感想になるのですが、スライド2のところ、2-0ですかね。透明化法に基づく取り組み状況というところで、今回は初めての報告というところで、各社におかれては手探りの部分があったかなと思われま。そんな中で報告書の記載の粒度にはばらつきがありましたけれども、各社ともに追加質問やインタビューにもご対応いただいたというところですね、この点は共同規制や相互理解というコンセプトを正しく理解して前向きに取り組むという協力姿勢を示していただいたのかなと感じましたので、その点は評価できるかなと思いました。以上になります。

岡田座長 ありがとうございます。では続いて、平山委員お願いいたします。

平山委員 私は、第1回の会合におきまして、透明性・公正性の向上というゴールに向けた各社の取り組みをまず拝見したいと申し上げ、また各社独自のビジネスモデルを踏まえて各社の取り組みの内容は異なってもよいということに留意して検討したいとも申し上げました。

そして、その後の会合におきまして、透明性や公正性を向上する取り組みについて各社からご説明いただきましたけれども、各社から取り組みについて具体的な内容の報告を数多くいただき、その内容はまさに各社のビジネスモデルを踏まえた創意工夫が窺えるものでした。これらによって、プラットフォームビジネスについて理解を深めることができまして、そのことにまずは感謝申し上げたいと思います。

その上で来年の会合に向けたコメントを申し上げたいと思います。私は第1回の会合において、本会合はアジャイルガバナンスの手法が採用される興味深い取り組みだと申し上げました。このことを踏まえて、特定デジタルプラットフォームの各社におかれましては、経済産業大臣から今後示される評価の内容を精査していただき、その上で、来年度における重点取り組み項目、これをぜひ示していただきたいと思います。アジャイルガバナンスのサイクルを円滑に回していくためには、このような目標・課題の設定が大切ではないかと思っている次第です。

ところで、透明化法の中には、ほかの委員からもご指摘がありましたけれども、透明性や公正性を害する行為が独禁法に違反する場合には経済産業大臣が措置請求を行うことができると、このような規定が置かれているわけです。これま

での会合におきましては、透明性や公正性を向上するさまざまな取り組みをご紹介いただきました。他方では、さらなる改善が求められる項目も少なからず存在したように思います。さらなる改善が望まれる項目につきましては、まだ初年度ですので、まずは各社からの改善を期待したいと思っております。しかし、改善をお待ちする、その一方で、どの程度広範囲の、また多数の取引や行為に影響が及んでいるのかという事実関係につきまして、ぜひ相談窓口などにおいて積極的に情報を収集し、影響の広がりについて情報を整理しておくということが今後重要になってくるのではないかというふうに思っております。

このほか個別の項目について若干のコメントを差し上げたいと思います。透明化法はデジタルプラットフォームと利用事業者との相互理解の促進をうたっていますので、その観点からですけれども、まず1つ目の項目としまして、取引条件の変更における利用事業者への通知等についてです。この点については、変更後の規約を一方向的に利用事業者へ送付したり、閲覧させたりするにとどまらず、意見や質問の受付窓口を設けて、積極的にその存在を周知したり、また出店者と日々接触しているコンサルタントなどが質問などを受け付けるなどのことによって、双方向のコミュニケーションが生まれ、そして確保されていくという取り組みを期待したいと思っております。この点について、現状の各社の取り組みには、そのレベルに相違があるというふうに感じている次第です。なお、この種の取り組みはメールなどの一斉配信による場合と、出店者と日々接触して営業上のアドバイスなどをしておられるコンサルタントなど従業員による場合と、そして、それらの組み合わせによる場合がありうるように思います。これらの取り組みの中で個々の従業員が重要な役割を担う場合におきましては、透明化法についての深い理解が経営層にとどまらず、個々のコンサルタントなど従業員まできちんと浸透していることがとても重要だと思います。そこで、来年度以降は、従業員への各社のコンプライアンス研修の成果などにつきまして、相談窓口に寄せられる利用事業者からの声などもうまく拾っていくことを通じて、成果を検証していくということが重要となるように思っております。

また、もう一つですが、アカウント停止やアプリの削除につきまして、その処分理由について具体的に説明することが、自発的な利用事業者による是正や異議申立てを行うためにとっても重要だと思っております。これも双方向のコミュニケーションの問題です。理由の通知が欠けていたり、売上金留保のような付随的措置によって利用事業者の事業にさらにダメージを与えたりするということがあれば、これは相互理解を妨げる恐れがあると懸念します。そこで、各社には改善すべき点がないか検討し、さらなる取り組みを期待したいと思っております。このことについては複数のデジタルプラットフォームからすでに具体的な改善の報告があり

ましたし、また今後改善するというご説明もいただいていますので、そのほかの各社においてもぜひご検討いただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。では、続いて増島委員、お願いいたします。

増島委員 増島でございます。まずは事務局さんのほうで、これ取りまとめたいただきましたこと、また膨大な作業にお付き合いをいただきましたので、あとプラットフォームの皆さまにも大変感謝をしております。非常に複雑で大量の時間を使う作業ではありまして、プラットフォームの皆さまもそうだと思いますけれども、われわれもかなり手探りの探索的なたぶんディスカッションというのをやってきたというふうに思っております。その中でプラットフォームの皆さまには非常に法律の趣旨と対していただいて、非常にプロアクティブにいろいろな改善を先んじて、先んじて進めていただいたというふうなことが数多くあったというふうに思っております。これはまさに透明化法が主とするところでございますので、そのような形で進めていただいたこと、またそれがきちんと評価をされていただけるような機会が今回持てたのは非常に良かったかなというふうに思っております。という意味では、その初回のこの評価の中身としては非常に良い評価ができたのではないかなというふうに、個人的には思っているという、こういうことでございます。

今回のこの文章なのですけれども、事前に事務局の皆さまともかなり練って作ったというふうに思っております。これは何を申し上げているかという、先ほども委員の先生からありましたけれど、これ自身は経産大臣に対して取りまとめたものを挙げていくという、こういう趣旨ということになってはいるのですけれども、プラットフォームの皆さまに対して、モニタリング会合として初回どういふふうな所見だったのか、またはこの活動は次回以降にもつながってまいりますので、次はどこを見ていこうというふうに思っているかというメッセージをかなり込めたというふうに思っております。なので、そのプラットフォームの皆さまは、先ほどのアジャイルガバナンスと、先生がおっしゃっていただきましたけれど、この報告書をご覧いただくと、次回われわれが何をしようと思っているかというのは非常に分かるように書いておりますので、ここを日本は、次は見てくるぞということで、リストを作ってください、ここを改善のポイントにしていくのだという形で、特に国内管理人の方々はそのいう、ぜひイニシアティブを發揮していただきたいなど、こういうふうな思いがあるということでございます。そ

ういう活動をしていただきますと、われわれちょっと一部で書いていますけれど、より厳格なルールを作るよというような必要がなくなるという、こういうふうなことになってまいりますので、そういう状態こそが皆さまにとっても当然良いことでもありますし、日本としてもなんかこうガチガチのルールでどうにかするという、こういうアプローチを取らなくて済むという、こういうことになっていくということで、どちらにとっても **Win-Win** の対応ができるはずだというふうに信じているという、こういうことでございます。

最後に 2 点です。今の話に関連をして、日本は少し特殊な、これは誰との比較でというふうなもので申し上げたあれなのですけど、例えば **EU** みたいなところと比べると、少し特殊なやり方を採用しているという状態になっております。先ほど、この **EU** の法制についての指摘があったと思いますが、われわれ **EU** の方法が素晴らしいと全く思っておりませんで、あれはワンオブゼム、ただの地域の一部でやっているというだけでありますし、われわれはそれが優れているというふうに考えているわけではないということだと思っております。例えばオーストラリアの **ACCC** でも、最近レポートが出ておりますけれど、彼らのレポートもきちんと欧州のマーケットを見て、別のどこかの国を追従するというような方針でなく、きちんと自国にとってどういうふうな状態になっていけば正しいのかというのをきちんと検討していますし、そういうものの 1 つとして、日本のマーケットを見ると、こういう状態がいいのではないかとというふうに思って作っているということでございますので、その意味ではなんかもう欧州みたいなことをやられるのが良くて、もう規定路線というようには、あんまり考えていただかなくてもいいのではないかなというふうに、個人的には思っているというのは 1 点でございます。

2 点目に、ところでこのモニタリングプロセス、つまり自己優遇、自社優遇というのは、非常に焦点が当たりやすく、いろいろな意見が出てまいります。われわれの会合でもいろいろ出てまいります。この会合のプロセスはマルチステークホルダープロセスという、こういうことでもありますので、いろいろな立場の方がいろいろなことをおっしゃって、それで既決が出てくるという、もともとこういう性質のもので、これは想定をされていることということではありますけれども、ここは学術的には非常にやっぱり難しいものだというふうに承知をしております。経産省の別のところで、経済学者さんの気鋭の方々がいっぱい集まって、これどういうふうにルーリングと言いますか、物事を考えたらいいかというのをみんなで喧々諤々議論をされていらっしゃるというふうに承知をしております、そういう意味では「あるべき論」みたいなものの、学術的な帰結みたいなものが必ずしも出ていない。もちろん独禁法に違反するようなことはしちやいけま

せんねというのはあるわけですが、そこまで行かないものについて、どこまでが自由競争の範囲と言えるのかというのは、いろいろまだ検討しなければいけないポイントがあるのだらうなというふうに思っているということでございます。なるべく、われわれもいろんな意見がありつつも、客観的な判断、感情的に何か物事が進んでしまうということはなるべく避けたほうが良いという気がしておりますので、このモニタリング会合としても、そういう学術的に見てどうなのかという部分は、会合の中でも少しいただきながら客観的な議論がこれからできるようになるといいかなと、個人的にはちょっと思っているという次第でございます。以上です。ありがとうございました。

岡田座長 ありがとうございます。それでは続いて、若江委員お願いいたします。

若江委員 よろしくお願ひします。まずは取りまとめどうもありがとうございました。大変な作業だったと思います。

私は、ほかの先生からもお話が出ていましたけれども、まさに今回初年度ということもあって、モニタリング会合を通じて制度そのものの良い点、欠けている点がいいろいろ見えてきたという面があるのではないかと思いますので、取りまとめの中に、そういった制度の課題について1項目設けて加筆して、今後の制度改定への一歩として次のステップにつなげていただけないかなと思うのです。

具体的な課題として私も幾つか挙げたいと思うのですけれども、1つは、もしかするとほかの先生とは意見が異なるかもしれませんが、私はお願いベースの調査というのでは限界があるのではないかなという懸念を持っています。モニタリング会合からの質問とか、ヒアリングへの対応というのは、プラットフォームに依る義務があるわけではなくて、あくまで善意で対応してくれたものであるわけです。今回は初回ということもあるのか、本当に全社とも、とても丁寧に応じてくださったというふうには思っているのですけれども、今後も応じてくれるという保証はないわけです。ヒアリングも今回、事業者が非公開にしたいと言えば、それを跳ね返すすべはなく、依るほかなかった。今回は、事務局の方の努力もあって、最終的には議事録の多くは公開されることになりましたのでよかったと思うのですけれども、もし議事録まで非公開となるのだったら、外部から検証できないわけですから、意味はほとんどなさなくなったという恐れもあったと思います。そういうふうな観点からも、先の話なのかもしれませんが、そういう課題についても書いていただいて、場合によっては経産省が報告書を評価する際に、報告書の疑問点について再質問して、プラットフォームに回答を義務付

けるというような、そういうことも視野に入れていただいてもいいのではないかなというふうに思ったのです。また、今回、事業者が説明してくださったことが果たして本当なのか。やっていると言明するけど、それが外部から客観的に検証できないのではないかなというように指摘が何度かなされていましたけれども、そういったことも報告についての質問に対して回答を義務付けるというようなことで一定程度解決する面もあるのではないかなというふうに思いました。

特に今回、強く思ったのは自己優遇のところですね。アカウント停止や提供条件の変更の通知などの部分は今回の透明化法によって各社の対応が整理されて表に出るということも功を奏したのか、すごく改善が見られたと思うのですが、これらは透明化法の効果が発揮されやすく、コミュニケーションの向上という効果が表れやすい分野だったと思うのです。けれども、やっぱりデータ利用とか自己優遇みたいな、外部からはなかなか見えにくいところというのは限界を感じました。今回、ヤフーさんが自己優遇があると説明してくださった以外、他の事業者からは、明確な説明はありませんでしたけれども、そのほかのところについて自己優遇がないというのは全く納得がいかないところでした。やっぱりこういう問題については、特になんらかの回答の義務付けみたいなものがないと、明らかにしていくのが難しいのではないかなと思いました。

あと、本当に将来のことなのですけども、例えば1ページ目なんかにも、利用事業者の声に真摯に向き合い対応しているかということを中心にしていると書かれています。確かに、透明化法はビジネスユーザーとの関係で透明性や公正性を確保する法律になっていることは理解していますが、やっぱりプラットフォームにはビジネスユーザーだけでなく、反対側に消費者もいます。これまで議論されてきたテーマの中にも、ビジネスユーザーと消費者の利益が相反するようなものも出てきたわけですが、この法律の性質上、ビジネスユーザーの視点が重視され、ともすれば消費者の権利とか利益への配慮というものが置き去りにされがちになってしまうのではないかなと思うのですね。欧州でもP2B規則やデジタルマーケット法の在り方を検証する議論の中で、エンドユーザーを考慮した規制になっていなかったのではないかなという、そういう懸念が課題として意識され始めていると聞いていますので、来年度以降はそういった視点も取り入れていただく必要あるかなというふうに思いました。

あとですね、細かい点なのですけど、3ページ目の3ポツのところですね。このヒアリングでは各社の取り組みについて具体的な説明がされて有意義だったと記載されていて、これ全くその通りだと思うのですが、その後ろのところ、第三者が評価できるような形で、うんぬんという、こここのところは、ちょっとこれだと非公開で行われたヒアリングでも評価されるみたいな感じになってしまう

ので、その2つ目のところは、「第三者が評価・検証できるような形で説明がなされなかったことは残念」ぐらいにしたほうがいいのではないかなと思いました。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。それでは続いて、オブザーバーの方からも、ぜひコメントをいただければと思います。金藤オブザーバー、沢田オブザーバーは今ご発言できない状況ということで、万場オブザーバーでよろしいですね。よろしくをお願いします。

金藤オブ 出席できるようになりましたので、コメントさせていただいてよろしいですか。

岡田座長 では、金藤オブザーバーからお願いいたします。失礼しました。

金藤オブ NACS の金藤です。よろしくをお願いいたします。今回の報告書の取りまとめは本当に膨大な量で大変だったと思いますので、どうもありがとうございました。

個別のコメントではなく、全体についてのコメントをさせていただきます。透明性については、取引条件の開示とか規約などは利用者側に公開されて、透明性は確保されているように見られました。特に今回の報告のためにウェブページを作り、努力している DPF があるというのもとても評価できると思います。

また、モニタリングのために国内管理人を設置したとか、苦情処理についても、これを機に体制を整えた DPF もあり、体制を整えたという点では評価できると思います。ただし、苦情相談についてですけれども、処理が定型文で終わるという行為があることに対し、それが納得いかないという事業者に対しては、やはり ADR とか ODR を利用するような制度にしていくべきではないかと思いました。消費者問題などでも DPF にメールで申し出ても、定型文で断られて、詳しい事情について何も聞いてもらえなかったということがあることから、今後はそのような本当に細かい事情がある場合には説明とか、そういう聞くという体制をもうちょっと期待したいと思いました。

次に、公正性の点についてですけれども、これは評価がすごく難しいと思いました。特にオンラインモールで自社優遇、オンラインモールだけには限りませんが、検索で出る BuyBox とか、おすすめにについて、アルゴリズムとか、ほかの複数の要素が絡み合っているので検証が難しく、今回の説明では判断が私としてはつきませんでした。百歩委員のおっしゃられるように、今後はこのエ

ビデンスというところを出していただいて評価をしていくしかないかなと思いました。

細かい例になりますけれども、AmazonのFBAの例を取りますと、顧客対応や配送の有料オプションである、そこは明確になっていまして、配送の有料オプションということで、結果として配送が早い、そのためにランキングが上位とかBuyBoxに出るということになるので、これは利用事業者が本当にこれを理解するように説明しているのか、ちょっと疑問が残りました。消費者というのは、やはりこういう検索をした場合に、だいたいすぐに出てきたBuyBox、トップの業者か、せいぜい数カ所、10位以内のところを価格なんかを見比べて選ぶために、利用事業者にとっては、そのランキングというのが売りに特に直結する重要な事項で、さらにそれにプラスアルファして、いわゆる有料オプションですね。この場合だったらFBAなんかの、この費用を負担するかどうかという判断をする重要な事項なので、その辺の絡み合いの説明というのはもっと必要かなと思いました。

また、アプリストアについてですけれども、手数料については、やはり私も分かりづらいかなと思いました。2社に対してビジネスモデルの違いということもおっしゃられていましたけれども、やはり競争原理が働くようにということで、消費者が決済方法を選択できるように今後は検討をしていって、安全な方法で検討していってほしいと思います。

海外事業者が多くて、特にアプリストアの場合には、詐欺的なトラブルに消費者が遭うことも多いと感じているのですけれども、そういうときに連絡先が不明なことも多いので、今後は利用事業者について、その辺の情報の表示方法とか、そういうところも何か義務付けるようにDPFに検討していただきたいと思います。

アカウント停止については、第三者が聞いても納得いく理由を明示できるように、停止する場合には期待します。

最後の話はモニタリング評価というよりは、消費者側からの要望になってしまいましたけれども、私のコメントとしては以上です。

そして各社が応じてくださったヒアリングについては、本当に各社のポリシーとか考え方を理解する上でとても有効だったと私には感じましたし、前向きな姿勢も感じられたので高評価でした。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。それでは続いて、万場オブザーバーお願いいたします。

万場オブ 万場でございます。もう骨子案できっちりと書かれておりますので、オブザーバーごときが、これ以上何を言わんかというところですけども、2、3、コメントしたいと思います。

2 ページから 4 ページ辺りが対象となると思います。取引条件等の開示のところでは言いますと、アカウント停止であるとか、返品の問題とか、事後のトラブルを防止する意味でも、実は利用事業者のほうも、開示されている出店に関する規約であるとか、そういうところをきちんと確認するということが重要であろうというふうに思います。ただ、基本の契約のほかに、いろんな各種サービス、出店者が出すときにいろんなサービスがあって、その利用をするごとに、それぞれまた複雑な規約があります。その量からすると、合計するとかなり膨大な量になるわけですよ。それをまた中小の方々が読み切るってなかなか難しく、できれば、例えば保険の契約であるとか、あるいは家電製品の取説なんかでもそうですけれども、あまりにも難しいことが多いので、分量が多いので、ダイジェスト版が作られたりしているのですよね。重要事項はここです、取説とか、そういうのだと、消費者にどうしても知ってもらいたい、最低限これだけはちゃんと分かってねというようなものはピックアップしてダイジェスト版みたいなものを作っております。できれば利用事業者に対しても、紙なのか、あるいはウェブかは分かりませんが、これだけはちゃんと見てよと、約束してよというような重要事項をまとめたそういうページなり資料があるといいのではないかなと。もちろんもうすでに工夫されているというようなご報告もありますけれども、それをさらに進めていただければというふうに思います。それが 1 点。

それから苦情処理の状況ですけども。先ほどもちょっと触れられた方もあったかもしれませんが、定型文についてですね。利用事業者にとっては、これだけ、ここを解決してほしいというところについて、きちんと回答がなくて、エスカレーションすると。ただ、エスカレーションしても、その対応が本当ループ状態になって、最終的に解決しないままだったというような、そういう解決困難な例も見られましたので、今後その辺についてはどのように解決されていくのか、内容も分析したり、それで対応を図っていただくということが必要かなと思いますし、顧客ファーストであるならば利用事業者も顧客でありますので、その辺をしっかりとウォッチしていきたいというふうに思います。

それからもう 1 点、苦情の解決、あるいはアカウント停止などについて、対応に不満があるという利用事業者が相談窓口へ声を寄せられるわけですけども。やっぱり中小零細の方が非常に多いのですよね。従って、プラットフォーム事業者さんへの遠慮なのかどうなのか、黒田先生も確か先ほどちょっと触れられたかと思いますが、匿名希望が非常に多いです。ですから、ADR といって

も、なかなか利用事業者が利用するという事は少ないのではないかなというふうな印象を持っております。以上でございます。ありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。では続いて、岸原オブザーバーお願いいたします。

岸原オブ それでは私のほうからは主にアプリストアの件に関してコメントをさせていただきます。今回モニタリング会合において、DPFから膨大な情報提供およびヒアリングに対応いただけたことは非常に有益であったと考えます。この場を借りて感謝申し上げます。

相談窓口というのは、アプリ事業者の相談に基づいて今回コメントをさせていただきますが、相談窓口ではファクトとロジックを重視しております。一方的な主張をプラットフォーム事業者に要求することとならないように配慮しております。今回のモニタリング会合においてもフェアな事実確認の上、相互理解を促進して改善につながるような提案をするように考えておりますので、自己の正当性を主張するだけでなく、正確な事実に基づく建設的な批判・提案については真摯に対応いただきますようお願いしたいと思います。

それではまず、苦情・紛争処理の状況についてコメントさせていただきます。2社のアプリストアの苦情件数については大きな差異がございます。この原因として、運営上の問題だけでなく、集計対象の方法および周知報告に起因する点があるのではないかなというふうに思います。集計対象等の方法については標準化することが理想ではありますが、それぞれのプラットフォーム状況を考えて多面的な検討が必要であるというふうに理解しております。一方で、周知に関しては早急な対応が可能ではないかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

Appleさんに関してはP2B規則にのっとった特別な苦情申し立てフォームと体制を構築いただいたことは評価すべきであると考えます。一方で、当該本部に関する周知に関しては圧倒的に不足しているのではないのでしょうか。周知の重要性を改めて説明するまでもないかと思っておりますので、改善点を3点、改めてになりますが、提案させていただきます、次年度に向けて注視していければと思います。

1点目。アカウント停止等の通知において、現状ではコンタクトアスへのハイパーリンクしか設置されておりません。当該本部がP2B規則、日本では透明化法になりますが、対応する特別な相談窓口であることの説明をぜひ追記していただきたいと思っております。

2点目。デベロッパーサポートページで多様なフォームが用意されております。ここにおいてもこのP2Bフォームの掲載をお願いしたいと思います。苦情のレ

ベルに応じた段階的な動線が必要であれば、せめて二次的な対応として、一次対応での回答から当該本部への動線を確保いただきたいと思います。

3点目は、一般的に行っているアプリ事業者への周知のご案内でございます。

次に、モニタリング会合意見取りまとめの骨子案についてコメントさせていただきます。3ページ目。Googleさんが、オンラインクレーンゲームの認証制度を構築したことは普遍的な基準において個別文化を評価するという点で非常に評価できると思います。

4ページ目。セキュリティー対応のため違反事由を説明できないため相互理解が進まないという問題が発生しております。先ほど、ADRの利用はなかなか難しいのではないかという発言がありましたが、利用事業者の求めに応じてADRを利用するなどの対応は有益であるというふうに考えております。

次に、8ページ目、9ページ目にあるように、セキュリティー等に支障がないような一定の場合においては、事前通知を行うことでデベロッパーによる対応期間を確保できるようにするような措置が講じられることは高く評価できるのではないかという点について、今回Googleさんのヒアリングではご検討いただけたとのコメントをいただいたのは、相互理解の促進と改善プロセスを進める上で非常に評価したいというふうに思います。

12ページ目。手数料水準について、利害が違うプラットフォーム事業者とアプリ事業者での公正さを判断するという点は非常に難しい論点であるというふうに理解しております。ただ、JASRAC等の著作権料の交渉経験から継続的にインタラクティブな意見交換で相互理解を促進できるという点で、利用事業者からなる団体等と協議をするという方策は有益であるというふうに考えます。

次に他社の決済手段を選択できるような環境、「user choice billing」については、一定程度前進ということで評価できると思います。一方で、決済手段の多様性は手段であり、目的は手数料水準の適正性であるということを考えると、継続的な注視が必要であるという点に賛同します。外部課金を利用した場合は4%の減額にとどまっており、自社での決済システムを要した場合は、クレジットカード手数料とユーザーに対するスイッチングコストも考慮した検討が必要かというふうに思います。

14ページ目。表示順位などについては、自社と他社との公平性の観点でした、これまでは。ただ、アプリストアのアプリ検索における順位についての論点として1点追加をしていただきたいと思いますというふうに思います。Appleのアプリストアでは、広告が検索結果への上位に掲載されております、これにより自社名への検索であっても広告を購入しなければいけないという不満は以前からアプリ事業者にありました。消費者に対しては、検索したアプリであると誤認してクリッ

クする可能性もあったのではないかというふうに思っています。今般、アプリ業者からの相談によって不公正な広告営業がされているのではないかという懸念が出てきております。つきましては、広告と検索結果の掲載順位についても継続的な検討が必要かというふうに思います。

最後に15ページ目。Appleに関しては、二重表記等の対策に掲げる改善が図られているということは評価できると思います。ただ、まだ十分に周知されていないというふうに思いますので、周知とともにアプリ事業者の懸念とニーズに対応した、さらなる改善をお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

岡田座長 ありがとうございます。一通り、ご意見・コメントを頂戴いたしました。大変バランスの取れた形で多面的にコメントを頂戴できたと思います。

また、来年度に向けての継続的な検証を行う上での課題ということも幾つかご指摘をいただいたように思います。プラットフォーマーのビジネスモデルは各々特有ではあります。そういうことにずいぶん配慮はしつつも、運営改善に向けた努力を個別的に評価していくと。こういうようなスタンスが今回明確に示せたのではないかなというふうに感じております。そういう意味では、いろんな情報共有が進んで相互理解も促進されたということで、透明化法の趣旨としてはですね、ファーストステップとしては相当の成果を得ることができたのかなと感じております。

ただし、ご指摘がいろいろありました通り、事業者の情報公開の粒度には依然としていろいろ差があったということで、これは個別にまた指摘されるべき問題であるかなというふうに感じております。例えば取引条件の分かりやすい開示であるとか、あるいは日本語による開示、または日本の国内管理人のリーダーシップの程度の差、または自主的な手続き、体制整備の実施という面でもいろいろ、これはもちろん各社の事情もあるのですが、差があったというふうに感じております。そのような事業者間の濃淡の差ということをどのように評価していくのかということも、なかなかこの初年度だけではつかみ難いところもありますが、継続的に実施していく中でいろいろ手応えが得られていくような箇所も多かったのかなとも感じております。

また、今一通りご意見いただきましたけれども、個別の課題として多くのコメントをいただいたのは自社優遇の問題であるとか、あるいは手数料の問題であるとか、苦情・紛争処理の問題であるとか、かなりオーバーラップしたコメントが出てきたところもあったかと思えます。いずれも非常に難しい問題であると思えます。

また、この個別のこのような透明化法の枠組み以外で諸外国に目を転じて、これらの課題というのはいろいろ裁判にもなっている問題でもありまして、また、それへの裁判所のいろんな判断も国によって、地域によって、かなりばらつきもあるし、それへのリーズニングという面でも経済学の適用の仕方もかなり違っている。こういう背景がありますので、なかなかこの会合の中でそういう点をどこまで追求して議論していくのかは、なかなか大きな課題だな、チャレンジだなと、そのような感じも受けました。

また、諸外国の動向に注視すべきというご指摘も多数いただきました。これも非常に重要なご指摘だと思います。例えば Amazon が 7 月に EU でコミットメント案の公表を行っていると。BuyBox とか、あるいは Amazon Prime についていろいろ対応するというのを公表しているわけです。そういうような公表のレベルと、日本で対応しているレベルにもし違いがあるとしたら、それはやはりよろしくないのではないかと思いますので、このようなことについても注視していくといったことが、やはり必要ではないかなというふうに思います。

また、措置請求で対応できるか、あるいはそれで対応できないときには新たな介入手段が必要かということについても多数コメントをいただいたように思いました。率直に言いますと、日本は欧米の競争当局と比較して十分な政策手段を持ち合わせていない面が多数あると思います。そういう意味では、それも今後の政策的な課題、中長期的な課題というふうに言うべきではあると思います。ただ、今回日本で透明化法という枠組みの中でいろいろ検討していただいて相互理解を深めて進めていくということは、ある種予防的な措置としての効果を果たしているという面もあるのかなというふうに思います。そういう意味では、そういう機能は積極的に評価していくということはあってしかるべきというふうに考えております。ただ、いろいろ各委員からご指摘があった通り、補完的な政策手段が整備されることによって透明化法の趣旨もより一層徹底されると。こういう面も間違いなくあると思いますので、なかなかそこは難しいのですけれども、日本の法制上いろいろ特色もあってですね、なかなか海外と同じようなことはできないということもあるかと思いますが、そういうこともできる限り並行して検討なされることが望まれるなというふうに感じました。

また、データ利用とか AI 利用についての不透明さということについての懸念も非常にあったと思いますが、これまさに AI の技術進歩があまりに速すぎて、データガバナンスとか AI ガバナンスということが、またいろんな関係各所で並行して検討が進められているところですので、ここもいろいろそういう、いろいろ国際的な協調の中でそういうことについてのルール整備が進められていくということを期待しつつ、また、この透明化法の枠組みの中でそのようなことが公表

されていくということを期待したいなど。ただ、これはたぶん今進行形ですので、また来年になれば来年の議論の中でまたそのような評価がまたできるのではないかな。そんなようなことも期待しているところです。ちょっと雑ぱくですが、私が委員、オブザーバーの皆さんを拝聴しまして感じたところを申し述べさせていただきます。

今、1 周目、一通りご意見いただいたのですが、今後は特に順番を指名せず自由に挙手をいただいて、言い足りなかった点とか、あるいは追加的なコメント、あるいは他の委員、オブザーバーのコメントに対するコメント、こういうことでも結構だと思いますし、また来年のモニタリング会合における議論、確認事項というご指摘も幾つかいただいたのですが、それについてもできればもう少し具体的に頂戴できるとありがたいかなというふうに思いました。ということで、いかがでしょうか。このあとは自由に挙手をいただきながらご発言いただくということにしたいと思うのですが。事務局からいかがですか。今まで出たご意見を踏まえて、何かレスポンスあればと思うのですが。

事務局 ぜひ委員の皆さまのご意見を優先していただけたらと思います。

岡田座長 分かりました。いかがでしょうか。挙手ボタンって、どこにあるのですか。これですね。挙手ボタンを押していただくと把握できると思いますが。これは黒田委員ですね。お願いいたします。

黒田委員 ありがとうございます。これ経済学者の中でも意見分かれるとこだとは思いますが、ほかの国と日本の状況を比べるとというところの視点で、私が日本人歴代経済学者で最も尊敬している鈴木 興太郎先生が、以前、競争法のハーモナイゼーションという国際シンポジウムでおっしゃっていたのは、各国には各国の人々の効用関数があって、それで市場環境もあると。その中で、それぞれの国がそれぞれの最適な政策をやるべきであって、一律な国際的な共通基準が望ましいわけではないということをはっきりとおっしゃられていました。私、鈴木先生のその言葉を非常に真摯に受け止めて、経済学者として、日本は日本の市場の特徴があり、日本の人々の価値観があり、それに対応してちゃんと最適な政策を考えられるように研究するのが経済学者の使命だと思っていまして。欧州で規制されているから日本も規制するとか、欧州で開示されているから日本では開示しなければいけないとか、そういう考え方というのは経済学の僕の考え方からは出てこない発想です。日本の市場において何をしなければならないかということをやちゃんと考えて、そのために DPF には日本にカスタマイズした対応をしてく

ださいというふうには言わないと、なんのために僕らが研究しているのかとか全く意味がなくなってしまうなと思って。ちょっとほかの国を見るというのは、なんかすごく違和感あるなど、ちょっと思いながら話を聞いていました。そういう感想です。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ほかにもいただければと思います。では、伊永委員お願いいたします。

伊永委員 ありがとうございます。私のほうからは、1点確認と、それからコメントになります。まず確認のほうからですが、今回の評価の対象となるのは2021年度ということで、もう2022年に入ってずいぶん経ちますが、2021年の4月～2022年の3月までの評価が対象となるという理解です。その意味では、例えばGoogleさんが「User Choice Billing」を10月から日本でも始めたということなので、これは非常に優れた取り組みとして評価に値すると思うのですが、今回は対象とできないという理解でよろしかったでしょうか。これが、最初の確認事項になります。

もう1点はコメントなのでありますが、若江委員のほうから、もう少しモニタリング会合として、もしくは経済産業省として事実確認ができるような法律上の強制ツールがあったほうがいいのではないかという点について、意見取りまとめの中にも入れてほしいというご意見があったと思いますが、私個人としましては、取引透明化法が自主的かつ積極的に事業者側が行うことが基本となっていて、国の関与だとか規制は必要最小限と規定されている法律ですので、まずはわれわれが必要だと述べたものが出てこなかったということは、これはもう評価の対象としてマイナスという点だと思いますので、つまりその自主的かつ積極的でなかったという形で評価が可能だと思いますので、まずはそういった点について意見取りまとめの中に盛り込むのでいかがでしょうか。強制的に出させるという権限ができたから、では出しますということが評価できるわけでもありません。こういった客観的に検証ができるようなものを出してください。そうでないと、われわれ評価ができませんという枠組みの中でどれだけのものを出していただくかということが、まさに評価の対象となると思いましたので、まずはそれやっていた方がいいのではないかと思います。以上になります。

岡田座長 ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかに。ぜひご意見をいただければと思います。はい、若江委員。それから続いて、増島委員で、お願いできればと思います。まず、若江委員からお願いします。

若江委員 すみません。ありがとうございます。経産省として報告事項に対して質問や、それに対する回答義務を今すぐ来年度からやれというふうに言っているわけではないのですけれども、ただ、今回、質問を重ねてもきちんと回答が返ってこなかったところとか、全部とは言いませんけれど。あるいは回答は返ってきたけれども、それを客観的に検証するようなすべがなかったということは幾つもあったと思うのですね。そういった課題みたいなものをきちんととりまとめに入れて、それはどうしてそういうふうになってしまうのかということについても分析し、今後の制度改正につなげたほうがいいのではないかなと思うのですね。総務省でプラットフォーム研究会というのがありまして、これは主にプラットフォーム上の言論空間の安全性とかコンテンツモデレーションみたいなものを検証するものなのですが、それも何年もプラットフォーム事業者を呼んでいろいろヒアリングしているのですけれども、全く法的な根拠がない中で協力を求めてやっているのですが、主に海外事業者からはきちんとした回答が全然戻ってこなくて、結局、今年、法規制が必要だと提言されたわけなのです。それはやっぱりある程度質問して回答が来なかったときには、それは困りますよとペナルティを科しますよ、としないと、そういう武器がないと、有効な回答は得られないということがはっきりしたからだと思うのですね。こちらの会合では、今回はプラットフォーム事業者から本当にすごく真摯な対応をしていただいたと思いますが、それはもしかしたら初回だから様子を見るということもあったかもしれないので、今のままでいいのかどうか疑問もある、という声を入れていただければなというふうに思っています。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。では続いて、増島委員お願いいたします。

増島委員 ありがとうございます。そうですね、これいろんな重要な論点で皆さま議論をいただいているなというふうに思っているのですけれども、これ制度を設計するときも、リソースとか、取れ高とか、行政効率、生産性ですね。こういうものを考えながら、この国がどのぐらいのリソースがあって、どのぐらいのことができるかということを考えて仕組みを作ったって、こういう経緯があったかなというふうに思っているというのが1つ動向であります。

ということと、あとこの場合どうなるかということ、たぶん収益は低減していくのですよね、きっとね。今後どんどん取れ高が小さくなっていくというか、改善が来年も今回と同じぐらいすごく改善をしてくれるということは、たぶんなくなっていくのだろうというふうに思っています、取れ高が減ってきたときに、こ

のやり方ではにっちもさっちも行かないことが発見されるのだと思っています。まさに伊永先生がおっしゃっていただいた通り、必要最小限のルールを作るというのが規制の大原則ですので、取れ高がある程度ある間はこういうやり方をできつつ、本当に取れなくなって、でもここはどうしてもできない、ここはどうしても変えてもらわなければいけないけれども、それ、では、どうする？という状態になったときに新しいものというのを考えていくという、こういう全体をダイナミックに捉えていただく必要があるなというふうに感じますし、それこそがアジャイルガバナンスということの要点なのだろうなというふうに思いながら皆さまの意見を聞いておりましたという感想でございます。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。いかがでしょうか、ほかに。ぜひ意見をいただければ。平山委員ですね。手が挙がりました。お願いいたします。

平山委員 何人かの委員の先生方から、措置請求、あるいは新しい規制の導入に関係するコメントを頂戴しました。措置請求を仮に行うとすれば、それを根拠づける事実が必要であると思えますし、新しい規制を導入するのであれば、その規制を必要とする競争環境、あるいは個々の取引に関する事実に関する情報があることが重要だと思っております。初年度は手探りではありましたが、来年度以降は情報をどうやって収集するかということはこの会合の課題に加えていただいてもよいように思います。

この観点からは、デジタルプラットフォーム特定事業者から情報をさらにご提供いただくということも重要である一方で、これと突き合わせる、突合するような反対側からの情報を例えば委託先の相談窓口を通じて収集し、収集は今もされているわけですが、それと突き合わせをして真実を探求していくということが重要だと思います。また、経済産業省のウェブサイトにおいても、競争環境整備室が受付になって特定デジタルプラットフォームに関する情報受付をされているものと承知しております。すこし目立たない場所に置いてあるように思いますが。さらに、経済産業省と公正取引委員会は不公正取引について調査協力のスキームを持っておられるわけですので、これをさらに活用することも考えることだと思っております。

今年度はなかなかそこまで手が回らなかったというように私自身は思っているのですが、ぜひ来年度以降は複数あるいは多数の情報源から情報を集めて検討するというのを委員の皆さまにさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。もし、よろしければ、関係省庁もご参加いただいておりますので、ご発言の希望があれば頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。委員の方からでも、もちろん結構です。追加でコメントありましたら、ぜひ頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。黒田委員ですね。お願いいたします。

黒田委員 ベストプラクティスについて、武田先生から幾つか意見も出ていたところで、ベストプラクティスというときに、誰が参照すべきベストプラクティスかというところで、デジタルプラットフォームがお互いにお互いのやっていることを見て、これを参考にして、例えば Appleさんは Googleさんがやったみたいな通知方法の改善をしたらいいのですよというメッセージというのもベストプラクティスですし、それからわれわれ委員が評価をするにあたって、とても読みやすい報告書を作ってくれたというヤフーさんもベストプラクティスも、われわれ委員に対するベストプラクティスであると思うのですね。そのとき誰にとってのベストプラクティスなのかというメッセージが誤って伝わってしまうと非常に良くて、そこをどういうふうに言ったらメッセージが誤りなく伝わるかなというところでちょっと表現を変えたほうがいいのかになって気はしていたのですね。ちょっとだから、武田先生がおっしゃったみたいな、ヤフーさんのわれわれに対する真摯な対応というのをベストプラクティスというときに、これをベストプラクティスって言うことの、それから Googleさんが Appleさんに比べて非常に良い対応をしているというのをベストプラクティスって、同じワードで呼んでしまうということに、ちょっと僕は違和感がある。これなんかいい表現がないのかなというので、ちょっと武田先生から見て、何かその2つ全然違うものを同じ用語で呼んでしまうこと自体、問題ないと思われているのか。それとも別のワーディングがあるか、ちょっとご意見を伺いたいのですけど、いかがでしょうか。

武田委員 どうもありがとうございます。私がベストプラクティスに関して言及したものは2つあり、一つは体制整備であり、先生の今のお話については、透明化法を基軸としたベストプラクティスということになります。もう一つは報告書の記述方法についてであり、これも究極的には透明化法の中から見てベストプラクティスということになりますが、しかし直接的には、われわれがその透明化法の趣旨を実現するために意見を述べる、その前提として読みやすい、評価しやすいという意味で、ベストプラクティスと述べたわけです。いずれも透明化法の

観点から見て、透明化法の趣旨を実現するという観点から望ましいものとなりません。

岡田座長 黒田先生、よろしいですか。

黒田委員 だからベストプラクティスって一言で言うときに、使うべき対象というのは、その透明化法運用において、皆さんこういうふうに対応してくださいねというところであって、例えばビジネスの改善にこういう取り組みをやってますよというところのベストプラクティスではないということですよですかね。

武田委員 そうですね。その趣旨です。

黒田委員 とすると、じゃあベストプラクティスとして、このところを取り上げるのはそういったところであって、僕とか伊永先生が言っていたような「これいいね」というのは、また別のワーディングをしたほうがいいってことですかね。

武田委員 そうですね。私は、ここでは透明化法の作業を行っていますので、私は透明化法の趣旨実現の観点からベストプラクティスということ述べています。

黒田委員 ちょっとなんか別の単語ないかなというので、ちょっと考えてみます。ありがとうございます。

岡田座長 ちょっとまた、そのワーディングも含めまして、事務局も含めましてご検討いただければというふうに思います。挙手があります。岸原オブザーバーですね。お願いいたします。

岸原オブ すみません。せっかくベストプラクティスに先生たちがコメントといひますか、知見いただいたので、全然プラットフォームとは関係ないのですが、私自身として、このベストプラクティスというのはいろんなところに出てきているのに非常に違和感を持ってしまして、最高のプラクティスということの意味だとは思いますが、どちらかというトリコメンド、推奨プラクティス的なもので今、一般的には使われているのではないかなと思っていまして、ちょっと、意味は分かるのですが、若干ちょっとベストプラクティスというのがさまざまと

ころで使われているというのを違和感持っていたということでコメントさせていただきましたので、何かいいワーディングがあれば、ぜひ拝見したいというふうに思います。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。そうですね。伊永先生から先ほど事務局向けにご質問があったかと思えます。今チャット欄にあります。先ほど、もう一回伊永先生、ご趣旨をもう一回ご発言いただけますか。

伊永委員 すみません。先ほど述べたのは、Googleの「User Choice Billing」の取り組みについて、それが2022年の10月から開始されたわけですので、現時点における格好の取り組みではあるのですが、今回のモニタリング会合での評価対象としては外れるという理解でよろしかったでしょうか、という質問です。今回は2021年度の評価ということで、その期間における取り組みについてのみ評価対象となるという理解でよろしかったでしょうか。

岡田座長 この点、事務局、もしレスありましたらお願いできますでしょうか。

事務局 今、いただいたご質問の点についてなのですが、われわれも、法律も見ながら議論・検討をいたしました。法律上、評価材料としてはまずはプラットフォーム事業者から出た報告書があり、その上でそれ以外の事実にも基づいて評価をするということになってございます。そういう意味においては、必ずしも昨年度の行為に縛られるということではなく、最新情報があれば、それも踏まえて評価をまとめていくというのが効率的でもあるし、効果的でもあるということではないかと思っております。すなわち、われわれが参照したプラットフォーム事業者から出てきた定期報告書、これについては昨年度の取り組み状況ということではございますが、その後のヒアリング等で出てきた情報は、必ずしも昨年度のものだけでなく、今オンゴーイングで取り組んでいることも出てきたということだと思います。そうであれば、今ある足元での取り組みも評価に入れないと、そうしなければプラットフォーム事業者の努力を織り込んでいけないということだとも思いますので、足元の状況も含めて評価していくということで事務局としては考えております。

伊永委員 どうもありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございます。黒田先生、模範事例。あ、これワーディングの話ですね。黒田先生、よろしいですか。今、何か発言はよろしいですか。はい、承知しました。生貝委員から手が挙がっていますね。お願いいたします。

生貝委員 ありがとうございます。ちょっと途中で落ちてしまいまして、失礼しました。先ほどから少しお話に出ていることについて2点なのですが、1つは、より具体的なルールの中にあることについてでありますけれども、そうですね、やっぱりお願いベースのルールというのがあるならば、やはり他方で、できるだけルールというのは本来明確であることが望ましいのであろうという側面もあるというふうに思います。そういったときに、やっぱりこのデジタルプラットフォームの分野というのが、少なくともこの法律を作った段階において、どんなルールが望ましいのか、あるいはその前提としてどんな事実が生じているかということについて、あまりにも分からないことが多かった。そして、そのために実態を把握するためのルールとして、非常にライトな形ではあるけれども、まずはこうした形での透明化法という法律を作ったというのが1つの背景としてあるのかなというふうに思います。

そういった中で、やっぱりこういったプロセスの中で、今年1年だけでも非常にさまざまなことが分かってきた。それはどんなルールが望ましいのかということも少しずつ見えてきましたし、あるいは、そもそもやっぱりこういう情報はまさにより具体的な形でお願いベースではないような形で求めないと、収集しないといけないということも分かってきた。こういったまさに具体的に望ましいルールというものが明らかになってきたのだとしたら、そのことについてはやはりちゃんとこの民主主義のルールとしてしっかり作っていくと。そのことにこのモニタリング会合がどう貢献できるかということが1つはすごく重要なことなのかなというふうに感じています。

それからもう一つ、外国法の参照についても幾つかご意見ございました。当然ながら、どこかの特定の国や地域の取り組みというのが、アприオリに望ましいということは、これは全く、あらゆる観点からしてございません。しかし他方で、やはり同じ技術や、そして同じプラットフォームを前にして、さまざまな国や地域が、われわれよりも、場合によってはまさしく時間やコストをかけてさまざまな検討をして、具体的な措置というものを取ろうとしている、取っている。そして、またモニタリングそのものというの、これ別にわれわれ単独、国バラバラでやるというふうなことを必ずしも効率的ではございませんところも、実際のところ、やはりここで明らかになってきている情報というふうに

いったようなものも、さまざまな形で各国のモニタリング、手段は違えど、方法というものを参考にしているところがございます。

また、やはり 20 世紀の指標と、やっぱり大きく異なるところというのは、やはりこの共通のプラットフォームの上でさまざまなビジネス全体というのが回っているというふうな状況がある。そういった中で、まさしくさまざまな知見、そしてモニタリングの結果というものを取り入れているという観点から、まさしく各国の制度的な取り組みというものも見ていくということになるのだろう。おそらく海外側の制度を見るなというご趣旨ではもちろんあなたも全くないというふうには思うのですけれども、しかし他方で、どういう観点で海外の制度を見ていくのかというのはご議論を聞いていまして、今ここに至って改めてしっかりとよく考えていく価値があるのだなということを感じたところがございます。以上でございます。

岡田座長 ありがとうございます。若江委員からチャット欄にコメントがあるのですが、もしよろしければ直接ご発言いただければと思いますが、いかがですか。

若江委員 ありがとうございます。単純な質問なのですが、今度デジタル広告のほうで、自己優遇と利益相反の指針の策定というのが入ってきたのだと思うのですが、これはモールとアプリにも適用されるルールなのでしょうか。

もし、モールとアプリにも適用されるのだったらいいのですが、もしそうではなかった場合に、モールとアプリにも適用しない理由というのはないのかなという気もしまして、今回、自己優遇と利益相反のところが大きな争点にもなったので、今後適用も考えていく、その策定を考えていくというのもいいのではないかなと思ったものですから、質問です。すみません。

岡田座長 では、これ事務局にお答えいただければよろしいでしょうか。

事務局 事務局でございます。今、ご質問いただいた件、この 10 月 3 日に、デジタル広告分野で新しいプラットフォームを規制対象として指定をしたということでした。このデジタル広告分野におきましては、デジタル市場競争会議の最終報告を踏まえまして、今、若江委員がおっしゃったような利益相反、自社優遇に関する管理方法を定めて開示をするということであったり、それに基づく体制整備をすると、指針において定めていたりいたします。これに対して、先行して運用開始したオンラインモール、アプリストアには同様の規律・規定はご

ございません、というのが現時点でのファクツでございます。この違いをどう説明するのかという点につきましては、1つは、デジタル広告市場はよりブラックボックスの懸念というものが強いということかなというふうには理解はしておりますけれども、なにぶん議論・検討をされた時期も違うということでございまして、ここをどう見ていくのかという点は今後の課題になろうかと思えます。

若江委員 ありがとうございます。もし、そうであるならば、今回自社優遇の部分というのはどうしても不透明なまま残ったという点はほかの委員の先生たちも共通して感じられているところなのではないかなと思えますので、提言として、こういうものもこちらにも求めていくということを入れてもいいのではないかなと思えました。ヤフーさんの場合、オンライン広告での管理指針の策定が指針に入ったのを機に、モールでも同様の管理方針の策定をされましたが、これを見させていただいて理解が深まった部分もあったと思えましたので、重要なのではないかなと思えました。

あと、ついでなのですが、先ほど平山先生がおっしゃった、事業者が主張したことについて、他の情報を収集し、突き合わせをして真実を探求していく必要があるのではないかなというように話でしたけれども、私もそれは全く賛成で、やっぱり言ったことが検証できなかったというのは、すごく課題として感じておりまして、例えば表示の自社優遇みたいなものの含めて、外部からチェックしていけば分かるような部分については、調査費なども付けて調査会社に頼んでチェックするとか、そういうようなことも今後検討してもいいのではないかなと思えました。以上です。

岡田座長 ありがとうございます。そろそろ時間がいっぱいになってまいりましたが、ご発言よろしいでしょうか。

いろいろなご意見があって、私から追加的なコメントをすると、すると、情報の公開・非公開ということについて、いろいろコメントがあったかと思えます。今回初年度ということで、手探りで進めざるを得なかったといったところもいろいろあったと思いますが、結果的に議事録を含めまして公開された情報を見る限りですね、かなり初めから公開でもなんら問題なかったような部分もかなり多かったような気がしています。そういうことで透明化法の趣旨に照らせば、できる限り公開の場で議論を進めて、第三者が検証可能な形で情報が提供されることが非常に重要なことだと思いますので、来年度以降、その点もう少し公開の方向へ舵が切れるようになんとかならないかなというようなこともちょっと感じたところ

ろであります。そのような検討もぜひ事務局のほうでご検討いただければありがたいなと思われました。

ということで、時間が迫ってまいりました。依然として幾つか課題は残りますものの大きな成果が得られた会合であったかなと思います。委員・オブザーバーの皆さまには、昨年12月でしたかね、から第1回会合を開催して以来、かなり長い時間にわたり、かなりインテンシティブ高く本会合へコミットメントしていただいたと思います。その間非常に多くの有益なご意見を頂戴することがあったと思っております。

また、モニタリングに基づく評価を今後も継続的に実施して、それを有効に機能させていくというための重要なご指摘・ポイントも今回いただいたように感じしております。大変ありがとうございました。

また、モニタリング対象となった事業者におかれましても、報告書の提出や事業者ヒアリング、さらに追加質問への丁寧なご対応など、大変多大なご協力を得ることができました。この間のご尽力に心から感謝申し上げたいと思います。

あと最後になりますが、本会合の事務局におかれましては、大変正確な情報収集・整理、また議事進行にあったっての課題の抽出、また議論の方向性など、事前相談の機会も含めまして、大変多くの時間をかけて委員・オブザーバーとの意識合わせとか情報収集を進めていただいて、そのおかげをもちまして大変有意義な意見交換や審議、議事運営を進めることができたと思っております。この場を借りまして、座長として感謝を申し上げたいと思います。

以上になりますが、今までの議論を受けまして、会合意見の取りまとめというものを今後行っていただくこととなります。もし、それまでに追加のご意見等がありましたら、事務局にメール等でお伝えをいただければと思います。事務局においても取りまとめ等をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後になりますが、今までの議論を受けまして、野原局長からコメント等があれば頂戴できればと思います。

野原局長 ありがとうございます。先生方には大変インテンシブな議論をいただきましてありがとうございます。初年度ということで、今回のプロセスで相当改善された項目が多かったというふうなコメントが複数の先生方からありましたが、改善がなお必要な事項として、この自社優遇の話と手数料の話がかなり複数の先生方からご指摘がありました。外部から検証可能な形で説明がなされたか、納得いく形で説明がなされていたのかということが課題だったということだと思ひます。

先ほど、デジタル広告の自社優遇と利益相反の指針の策定があり、モールやアプリにも適用できないかという質疑もありましたので、この関係の規律をご指摘を踏まえてどのように取りまとめ案の修正に反映させるかというのを事務局のほうで整理をして、先生方にご覧いただくと。それで次回の取りまとめの会合でもご議論いただくということなのかなと思います。

それから取引透明化法で難しい場合には強制力のある介入方策について検討していくことも必要であるという記述がありますが、それについてはその通りというご意見もございましたし、独禁法の措置請求がありますので、それを含めて対応が難しい場合はということですね、という議論もございましたし、この論点に関して、海外、ほかの国の動向を注視すべきという複数の意見もありました。一方、EU でやっているから日本でもやるべきだということについて、日本の市場に合った形で考えるべきで、ほかの地域でやっているから、すぐに日本でもやるというのは違和感があるというようなご議論、両方のご議論がございました。最後のほうで、両方の議論を整理する形で委員の先生方からまとめのご意見があったというように思いますが、各国の動向は参考には確かになります。技術・プラットフォームが同じで、それはほかの国でこういう対応ができるのだったら、日本でもできませんかと。同じようなサービス・対応が取れませんかというのは、ありうる議論だと思いますけれども、一方で日本市場について、措置請求、あるいは新たな規制ということを検討する場合には、それを根拠づける実態があって、日本市場についてそれが課題解決のソリューションになると、なりうるということが説明できないと、実際には公共政策のアクションは取れませんので、そういう説明ができるということが、実際に公正取引委員会に措置を取っていただくように請求する場合には、あるいはこの取引透明化法以外の政策を新たにするという場合には、その必要性を根拠づける実態というのを説明することが求められるということになってくると思います。

それから、複数の委員の先生方から個別の話ではありますが、Google のアカウント停止に関する段階的な提示と、それによる異議申立て減少というということについて、その取り組みを高く評価していいというご発言がありましたので、その辺の記述も取りまとめの意見の中で十分表現できているかを本日の議論を踏まえて事務局のほうで整理をしたいと思います。本日のご議論・ご指摘を踏まえまして取りまとめ案の修正案を事務局のほうで整理をいたしまして、先生方にご覧いただきまして、次回取りまとめの会合でもう一度ご議論いただくということで進めてまいりたいと考えております。本日はありがとうございます。

岡田座長 ありがとうございました。それでは最後に事務局より事務連絡をお願いいたします。

事務局 皆さま、本日は長時間ありがとうございました。次回の会合では、本日いただいたご意見も踏まえまして、会合意見の取りまとめを行うことを予定しております。会合の日程につきましては、また決まり次第ご案内申し上げたいと申します。本日の議事録につきましては、事務局で作成した上で皆さまにご確認いただいたのちに公表することを予定しております。私からは以上でございます。

岡田座長 はい、ありがとうございました。それでは以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。本日はお忙しいところ、ご参加いただきまして誠にありがとうございました。

一同 ありがとうございました。